

安芸高田市
都市計画マスタープラン
立地適正化計画

第1章　はじめに

■計画策定の背景・目的

- 本市では、2004年の6町合併以降、人口減少が急速に進行しています。
- また、空き家の増加、商店街のシャッター街化等、都市計画上の課題が山積している中、合併から15年以上が経過し、新市建設計画に替わる本市全体の新たなまちづくりのビジョンの提示が求められます。
- 加えて、生活サービスを効率的に提供し、本市全体として持続可能なまちづくりを行うためには、「コンパクトなまちづくり」により拠点となる地域の人口密度を維持し、「公共交通ネットワーク」でそれらを繋ぐことが必要です。

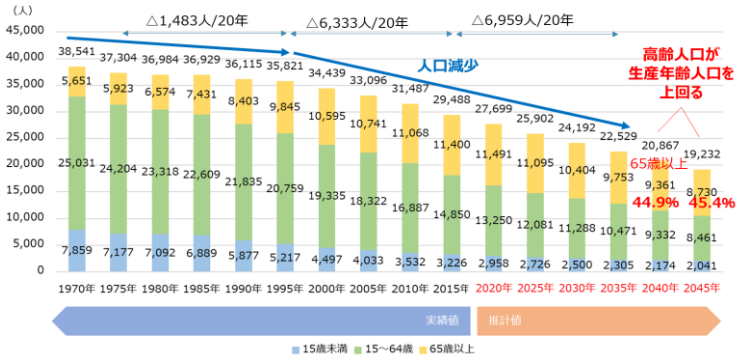

出典：（2015年以前）国勢調査
（2020年以降）国勢調査のデータをもとに、国土交通省国土技術政策総合研究所の将来人口・世帯予測プログラムを用いて算出

- これらの背景を踏まえ、本市全域を対象にまちづくりの方向性を示すため、「**安芸高田市都市計画マスタープラン**」を策定します。
- 加えて、特に本市の拠点的な都市機能を多く有する吉田町の中心地（都市計画区域内）を対象として、コンパクトなまちづくりの実現に向けた方針を定める「**安芸高田市立地適正化計画**」を策定します。

■計画の位置づけ

- 本計画は、まちづくりの将来像をはじめ、土地利用の規制・誘導や都市施設整備、地域ごとの整備などの方向性を示す、市町村の都市計画の根幹となる計画です。
- この計画に基づき、本市の様々な都市計画施策が実施されることになります。
- また、本計画は県の上位計画である「広島圏域都市計画マスタープラン」や「安心・誇り・挑戦　ひろしまビジョン」、市の第2次総合計画のほか、全国的な近年の都市計画に関する潮流も踏まえて策定します。
- 加えて、公共交通、上下水道、観光振興、防災などの関連計画とも整合を図ります。

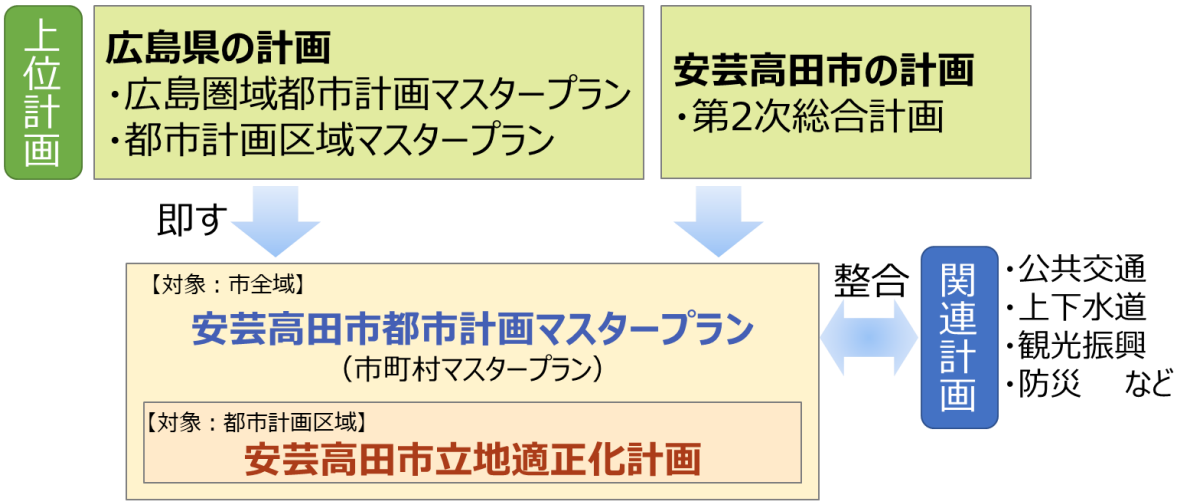

■対象区域

- 本計画は、安芸高田市全域を対象として策定します。
- ただし、立地適正化計画については、法令に基づき都市計画区域内を計画区域とします。

■計画期間

- 本計画の目標年次は20年後（2042年度）を想定します。ただし、社会情勢の変化等を考慮し、本計画の計画期間は10年間（2023年度～2032年度）とします。

第2章　本市の現況・課題

- 統計データに基づく現況分析結果や、市内全世帯を対象に実施した市民アンケート調査、上位・関連計画の内容等をもとに、本市のまちづくりにおける解決すべき課題を踏まえた、目指すべきまちの方向性を整理しました。

コンパクトな都市の構築

居住や都市機能の集約、施設の適正配置により、持続可能な都市の構築を図る。

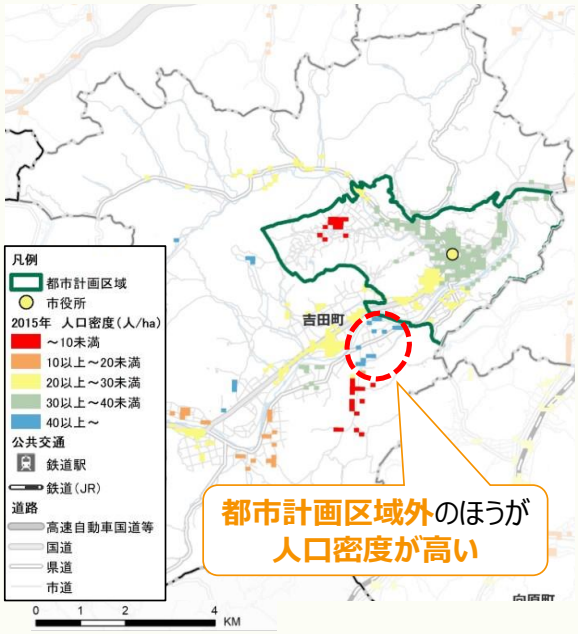

▲人口密度メッシュ分布（2015年国勢調査）

安全・安心な居住環境の確保

災害リスクの低い安全な地域への居住誘導を図るとともにインフラの整備等を行い、ハード・ソフトの双方から安全・安心な居住環境の確保を図る。

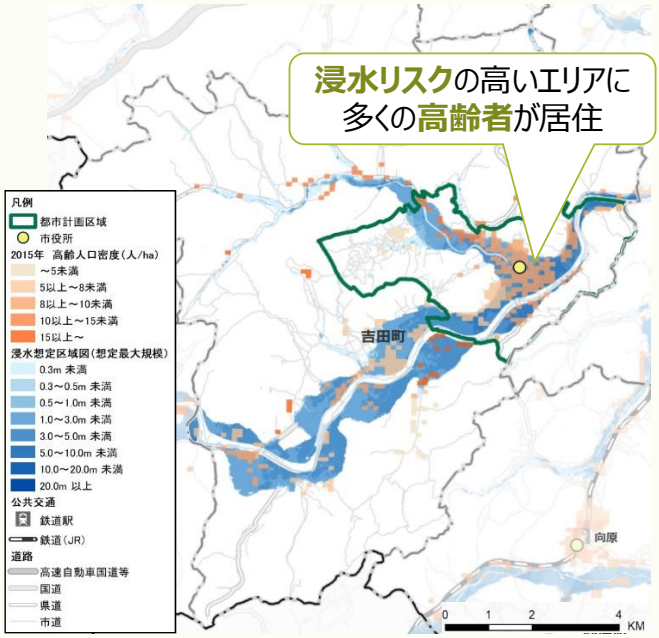

▲浸水リスク（想定最大規模）と高齢人口密度の重ね合わせ

活力の創出

地域ならではの産業の活性化や、地域コミュニティの強化により、活力の創出を図る。

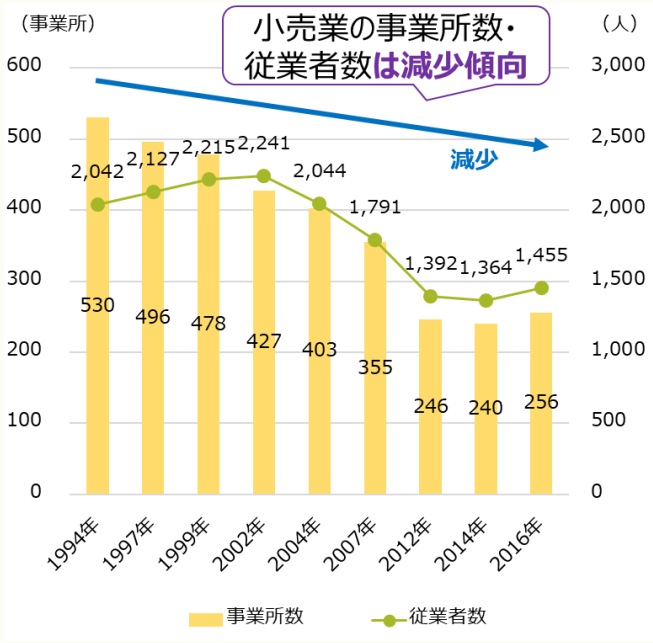

▲市内小売業事業所数・従業者数の推移

交通アクセスの確保

誰もが都市機能等の目的地へアクセスしやすい環境の整備を図る。

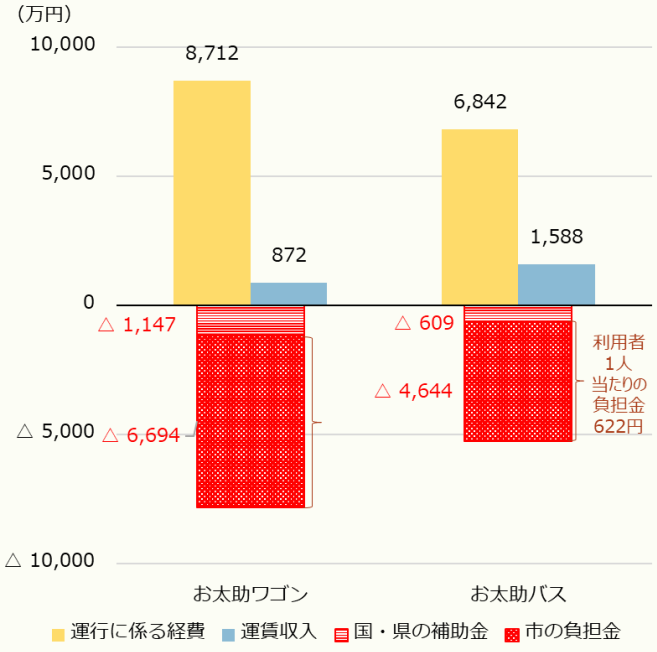

▲お太助ワゴン、お太助バスの予算収支（2020年度決算）

第3章　全体構想

3-1　まちづくりの基本目標と基本理念

- 目指すべきまちの方向性を踏まえ、それぞれに対応する計画の基本目標を定めるとともに、安芸高田市のまちづくりの基本理念を設定しました。

■まちづくりの基本理念

未来へ　続くまち　安芸高田

■基本目標

- 居住や施設が集約された持続可能なまちづくり
- だれもが安心して暮らせるリスクに強いまちづくり
- 地域資源を活かした活力あるまちづくり
- 目的地へアクセスしやすいやさしいまちづくり

■目指すべきまちの方向性

- コンパクトな都市の構築
- 安全・安心な居住環境の確保
- 活力の創出
- 交通アクセスの確保

3-2　将来都市構造

- 将来都市構造として、以下のように**拠点を中心に市街地を形成**し、**連携軸によって地域間を結ぶ**都市構造の実現を目指します。

拠点・軸

中心拠点
本市全体として必要な拠点機能を担うエリア

地域拠点
地域住民の日常生活に必要な施設等の集約・維持を目指すエリア

拠点間連携軸
市内の中心拠点と地域拠点を結び、拠点間のつながりを特に充実させる連携軸

広域連携軸
周辺市町との連携により個々の都市の発展を促す軸

土地利用（ゾーン）

賑わい創出ゾーン
商業・文化・行政施設等を充実させ、高密な市街地の形成を図るゾーン

住環境保全ゾーン
戸建て住宅を中心に維持・充実を図り、低密な市街地の形成を図るゾーン

自然共生ゾーン
集落・農用地・山林等が共存し、豊かな自然環境の保全を図るゾーン

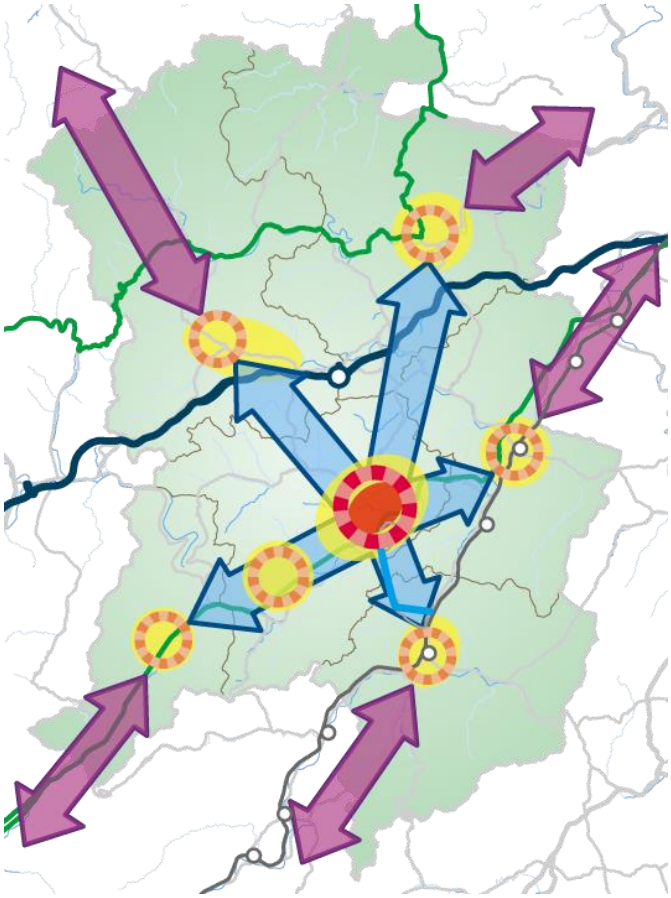

第4章　分野別方針

- 全体構想の内容を踏まえ、取組分野別の方針については、以下の通り設定します。

土地利用	**既存ストックの有効活用による賑わいのあるまちづくり** ● 賑わい創出ゾーン： 都市機能の充実による高密な市街地の形成、まちの顔としての賑わい創出 ● 住環境保全ゾーン： 居住環境の維持・充実による低密な市街地の形成、規模の適正化 ● 自然共生ゾーン： 集落・農用地・山林等の共存による豊かな自然環境の保全、集落コミュニティの維持・活性化
都市施設	**持続可能な都市施設の運用** ● 都市施設の合理化と長寿命化の推進： 公共施設及びインフラの長寿命化・バリアフリー化、公共施設の再編、配置の適正化、 民間活力の導入による効率的な施設運用、空き家等の既存ストックの利活用　等 ● まちの活性化に向けた都市施設の運用： にぎわい創出や観光振興に資する都市施設の整備・利用促進、 地域コミュニティの場となる都市施設の利用促進、都市公園の活用　等
交通	**快適な生活を支える交通ネットワークの構築** ● 日常移動を支える持続可能な公共交通サービスの構築： 地域拠点・中心拠点へのアクセスの確保、効率的な事業運営、 交通弱者や公共交通空白地にも対応した柔軟性のある公共交通サービスの提供　等 ● 市内外の交流を促進する交通ネットワークの強化： 広域移動を担う幹線道路網の整備・充実、交通結節点の機能維持・強化、 地域内道路の整備、都市活動を支える道路の長寿命化　等
都市環境・景観	**「住み続けたい」「訪れたい」と思える環境の形成** ● コンパクトなまちづくりによる生活利便性の向上： 都市機能の適正配置、誰もが快適に活動できる生活基盤の整備　等 ● 良質な自然環境の保全・維持： 省エネルギー機器や低公害設備、再生可能エネルギーの導入推進、 森林や河川等の維持・管理、生産性の高い農業経営環境の整備及び担い手の確保　等 ● 地域資源を活かした観光振興： 伝統文化の保存・継承、里山をはじめとした自然と触れ合う場の整備、 地域資源を活かした観光商品・プログラム等の開発推進　等
防災	**だれもが安全・安心に暮らせる都市環境の維持** ● 災害に強い都市基盤の整備： 密集住宅市街地等の防災性向上、指定避難所の防災拠点整備、 災害時の情報伝達を安定的に行うための通信インフラの機能増強　等 ● 安心できる暮らしのためのソフト対策の充実： 災害リスクの低い区域への居住の誘導、災害ハザードマップ等に基づくリスクの周知・啓発、 国や県、周辺市町村等との連携による災害対応体制の拡充、防災訓練の充実、 自主防災組織や避難の呼びかけ体制の強化、迅速な災害情報発信　等
地域活性化	**人と人のつながりを基軸としたまちづくりの推進** ● 地域コミュニティの活性化： コミュニティ形成の場としての中心拠点・地域拠点の活用、外部人材の受入、 地域振興組織と行政の協働による地域づくりの推進、男女共同参画・多文化交流の推進　等 ● 市内で暮らしていくための雇用の場の確保： 工業団地や中心拠点・地域拠点をはじめとした企業誘致、サテライトオフィスの整備・活用、 商店・企業の活性化や地域産業の育成支援、イノベーション創出に向けた支援　等 ● 田園地域での生活とデジタル技術の融合： 行政サービスにおけるオンライン活用推進、義務教育等の充実・高度化　等

第5章　地域別構想

5-1　地域別構想とは

- 地域別構想とは、全体構想で示した方針をもとに、それぞれ特性が異なる合併前の旧6町ごとに、より具体的なまちづくりの方針を示すものです。

美土里町

	2020年	2045年推計
人口	2,337人	1,568人
高齢化率	43.9%	47.0%
人口密度	18.96人/km²	12.72人/km²
面積	123.25km²	

高宮町

	2020年	2045年推計
人口	2,857人	1,834人
高齢化率	49.8%	48.3%
人口密度	22.96人/km²	14.74人/km²
面積	124.46km²	

吉田町

	2020年	2045年推計
人口	9,686人	7,898人
高齢化率	34.1%	42.9%
人口密度	114.21人/km²	93.13人/km²
面積	84.81km² (うち都市計画区域12.53km²)	

甲田町

	2020年	2045年推計
人口	4,454人	3,201人
高齢化率	43.3%	46.1%
人口密度	61.07人/km²	43.89人/km²
面積	72.93km²	

八千代町

	2020年	2045年推計
人口	3,688人	2,381人
高齢化率	49.0%	46.5%
人口密度	72.89人/km²	47.06人/km²
面積	50.60km²	

向原町

	2020年	2045年推計
人口	3,426人	2,349人
高齢化率	47.4%	48.5%
人口密度	41.72人/km²	28.60人/km²
面積	82.12km²	

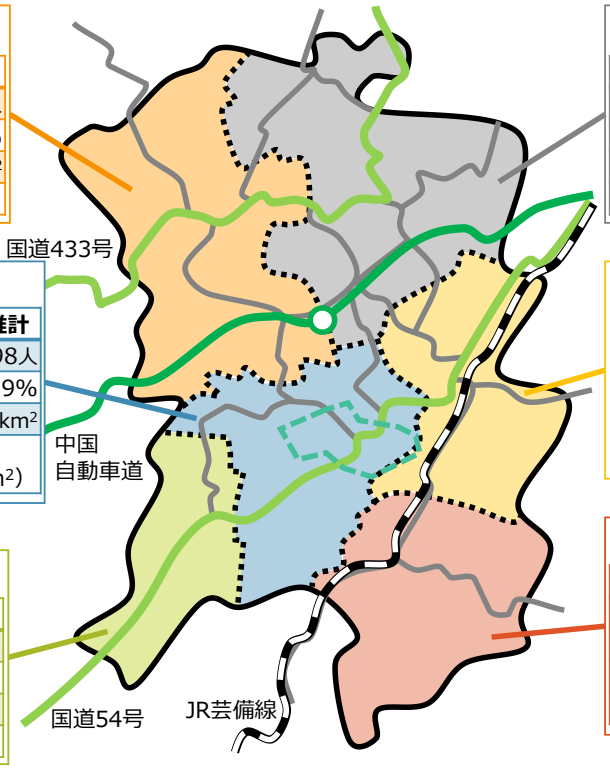

- 地域別構想では、全体方針で検討した「ゾーン」設定に対応する、7種類の「エリア」を設定します。
- また、交通、都市環境・景観、防災、地域活性化に向けた地域別の取組方針も設定します。

エリア名			20年後に目指す姿	計画期間の取組方針
賑わい創出ゾーン	中心拠点エリア		商業・文化・行政施設等、本市全体として必要な拠点機能を充実させ、高密な市街地の形成を図る	左記の中心拠点機能について、立地適正化計画の誘導施設として位置づけ、エリア内への維持・誘導を推進する
住環境保全ゾーン	地域拠点エリア		地域住民の日常生活に必要な施設等の集約・維持を図る	スーパーや病院、支所などのエリア内への維持・集約、および公共結節機能の充実を図る
	一般居住エリア		各エリア内における現状と同程度の人口密度の維持を図る	現在の居住者に継続的に居住してもらうための環境整備を進めるとともに、移住希望者などに対しエリア内への居住を誘導する
	工場集積エリア		市内の工場をエリア内に集約し、地域産業の維持・強化を図るとともに、エリア外での住工混在を防ぐ	工場の新設・移転を検討する事業者に対し、エリア内への新設・移転を誘導する
自然共生ゾーン	沿道居住エリア		小規模な商店などの日常生活機能を維持する	居住環境の整備に加え、幹線道路を通過する車利用者等の立ち寄り需要を取り込みながら、沿道施設の利用を促進する
	農住混在エリア		人口減少・高齢化の中でも、住民同士が互いに助け合いながら生活できる環境づくりを目指す	定住を希望する住民が住み続けられるよう、地域コミュニティの活性化等を支援する
	自然環境保全エリア		安芸高田市の強みである良好な自然環境の保全を図る	観光利用の促進や、山林保全の担い手の確保等を行う

5-2 吉田町

■地域の現状・課題

- 市の中央部に位置し、他の各町と結ぶ道路網が充実。
- 人口は1995年をピークに減少傾向にあり、2045年までに約4千人減少する見込み。
- 市役所周辺には、病院やスーパーなどの拠点機能が多く立地するほか、国道54号沿いを中心に各種施設が立地。
- 他町に比べ、買い物や通院などの日常生活での移動が町内で完結する割合が高い。
- 他町に比べ、スーパー等の撤退を懸念する声が多い。

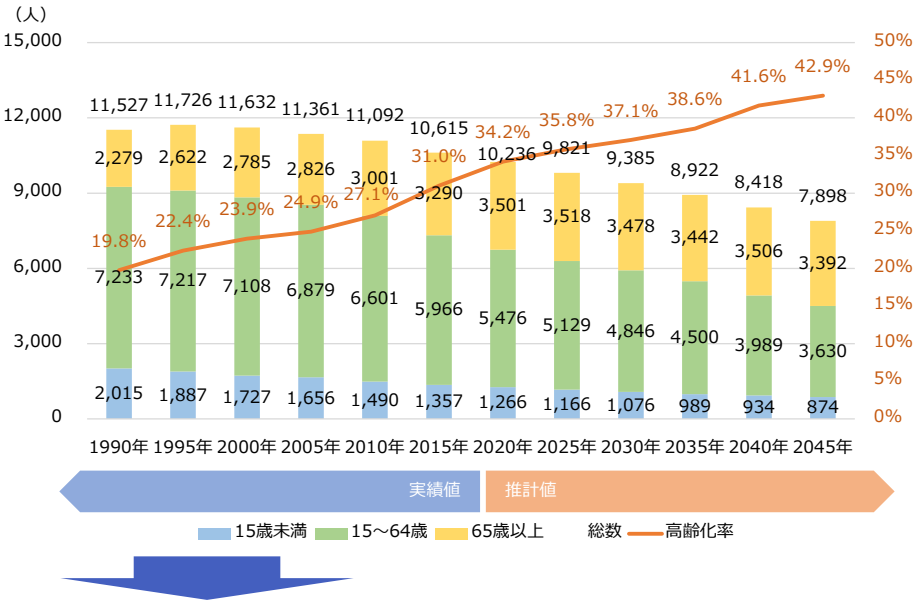

■目指すテーマ

充実した都市機能を活かした
魅力ある都市活動を生み出すまちづくり

■地域の将来構造

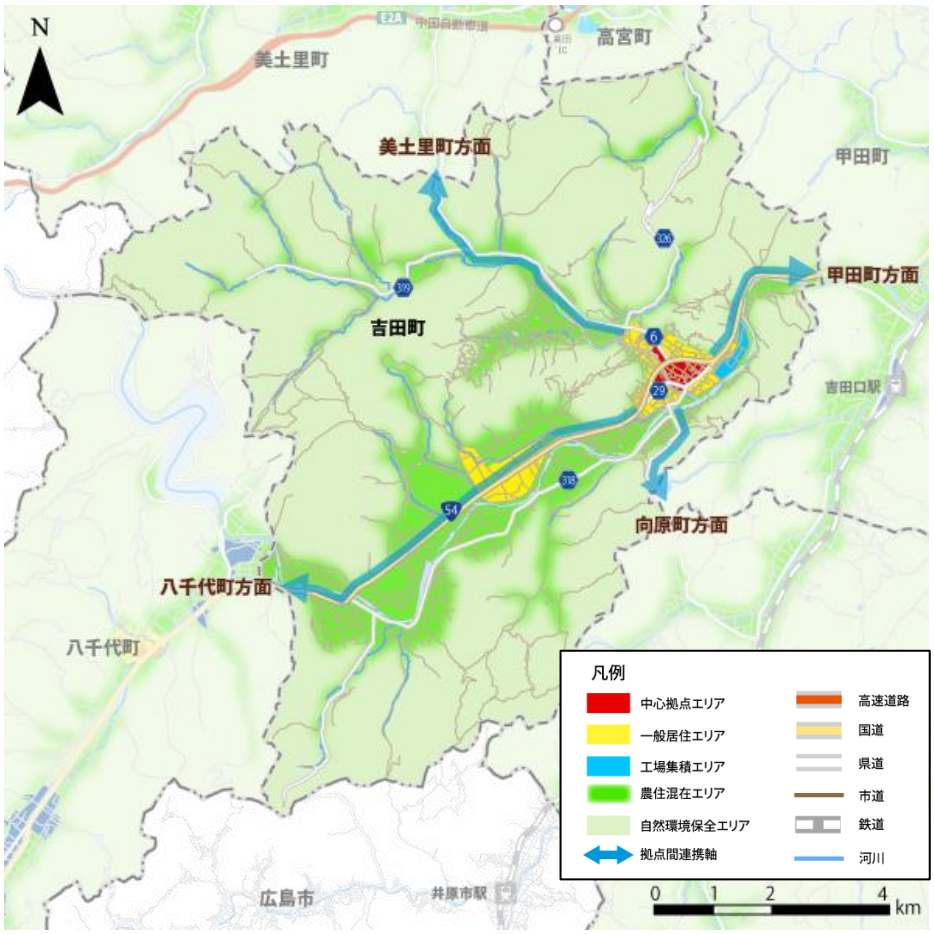

■分野別の取組方針

土地利用
- 市役所周辺（中心拠点・一般居住エリア）のコンパクトな都市構造の維持
- 道の駅周辺への居住環境整備

交通
- 国道54号をはじめとした幹線道路の機能整備・維持
- 公共交通の充実による市内外の拠点間連携推進

都市環境・景観
- 公園や文化施設を活用した観光利用の促進

防災
- 洪水・内水氾濫等へのハード・ソフト両面からの対策

地域活性化
- 市中心部としての拠点機能の充実・雇用の場の創出
- 地域振興会や商工会による活動支援

5-3　八千代町

■地域の現状・課題

- 市の南西部であり、広島市と吉田町の中間点に位置。
- 高齢化率は2015年時点で45%を超えており、将来的にも高止まりが見込まれている。
- 土師ダム周辺の自然環境を活かし、スポーツランド、サイクリングターミナル等の観光・スポーツ施設が立地。
- 日常的な買い物・通院等を含め、多くの生活行動が広島市内の施設に依存している。
- 他町に比べ、公共交通の利便性低下を懸念する声が多い。

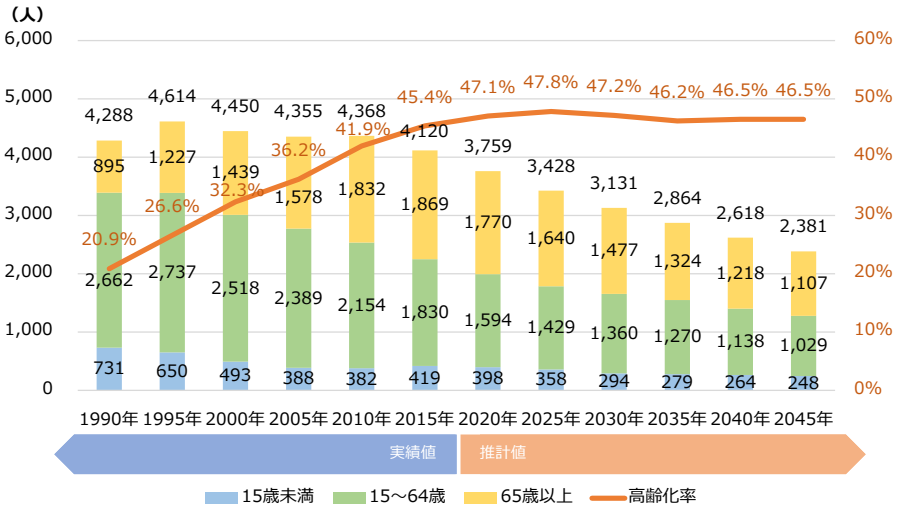

■目指すテーマ

市内外からの交流を生む
自然と調和したまちづくり

■地域の将来構造

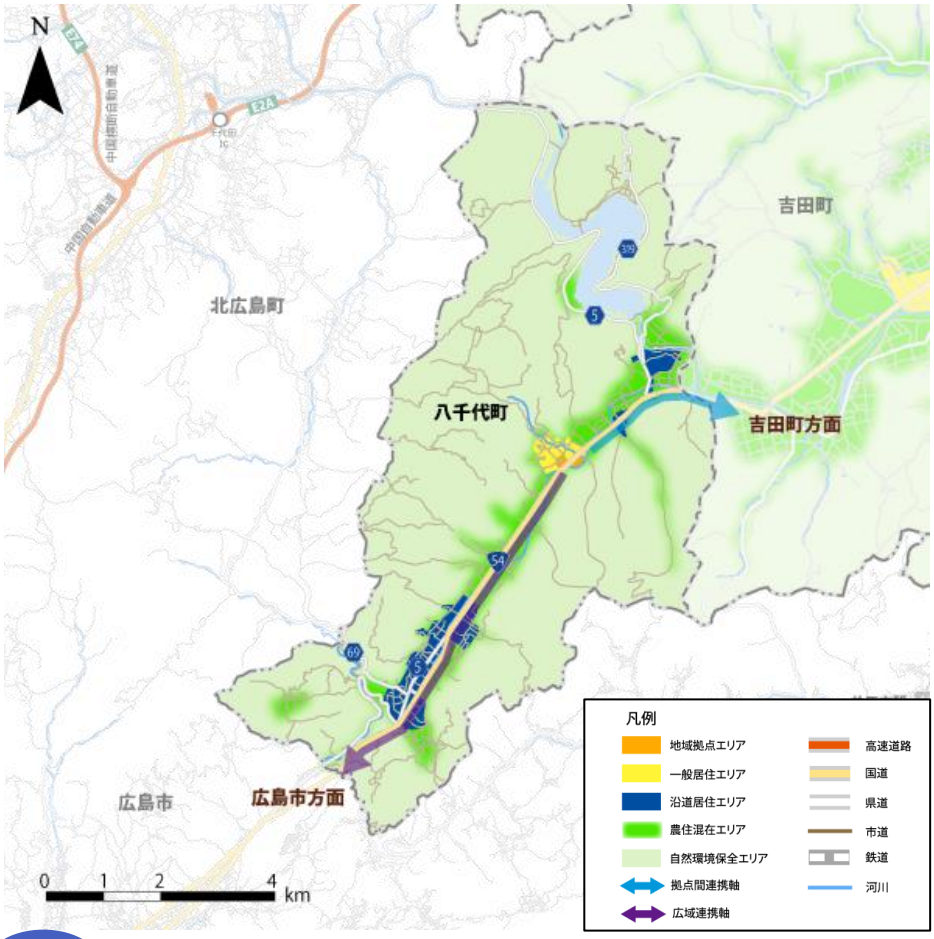

■分野別の取組方針

土地利用
- 支所周辺（地域拠点エリア）のコンパクトな都市構造の維持
- 佐々井・勝田・上根地区（一般居住・沿道居住エリア）の幹線道路沿道での居住環境形成

交通
- 国道54号をはじめとした幹線道路の機能整備・維持
- 広域路線バスの活用に向けた、交通結節機能の強化

都市環境・景観
- 土師ダム周辺の施設を活用したスポーツ拠点化、観光利用促進

防災
- 災害リスクの低い場所への移転や災害リスクの周知等の推進

地域活性化
- 広島市に近い地理的環境を活かした地域外からの移住者の確保
- 交流人口も巻き込んだ地域活性化の推進

5-4 美土里町

■地域の現状・課題

- 市の北西部に位置し、南東端には高田ICが立地。
- 人口は減少傾向が続いており、2045年には2015年に比べ約41%減少する見込み。
- 神楽門前湯治村や道の駅北の関宿・安芸高田、松尾城跡をはじめとした史跡・文化財等の観光資源が点在。
- 生活行動については、市内でも特に吉田町内の施設への依存度が高い。
- 他町に比べ、地域コミュニティの維持を懸念する声が多い。

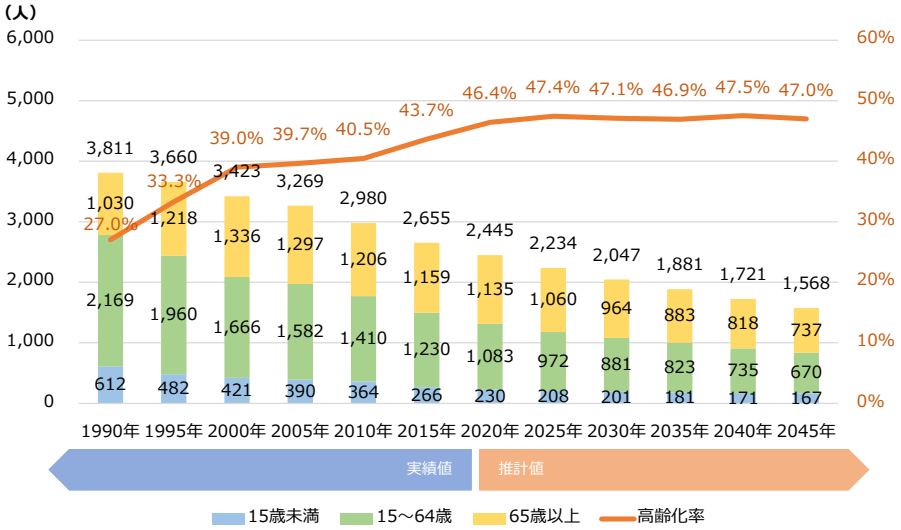

■目指すテーマ

自然と居住環境が共存した
住みたくなるまちづくり

■地域の将来構造

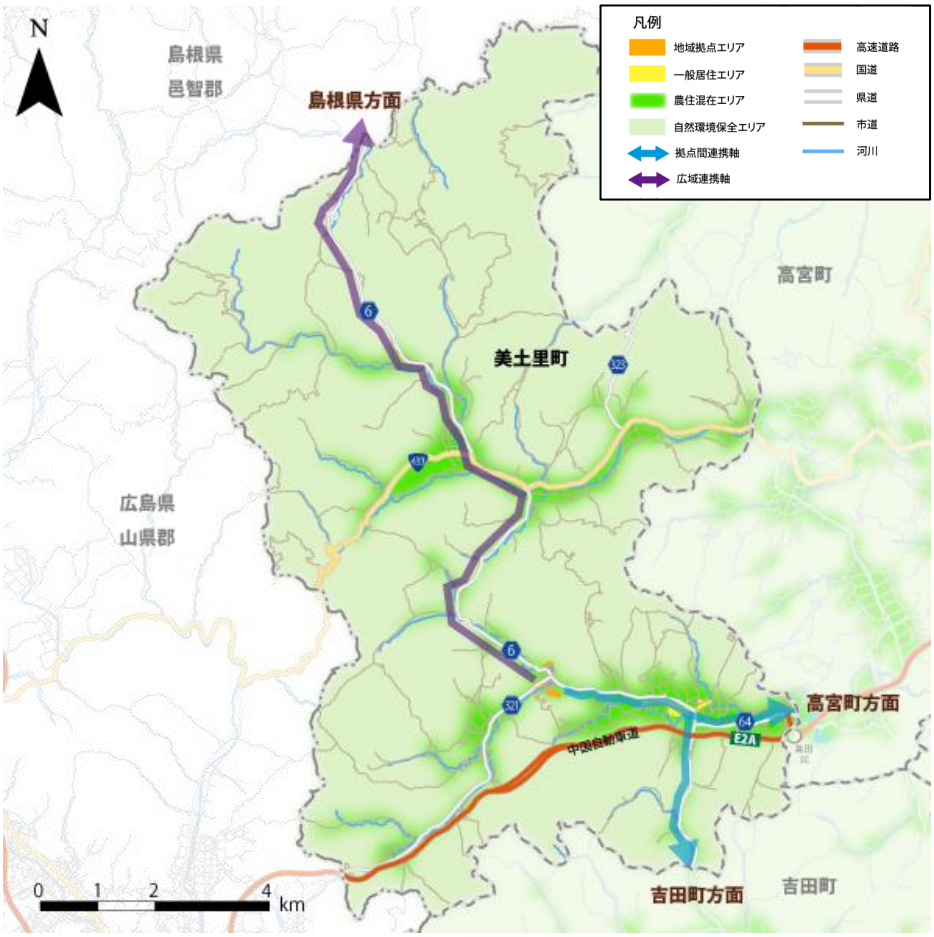

■分野別の取組方針

土地利用
- 支所周辺（地域拠点エリア）における、医療や商業などの都市機能の維持
- 交通結節点や身近な商業施設としての、道の駅の機能維持・強化

交通
- 町内の集落間を結ぶ道路網整備
- 美土里支所や道の駅における、高速バスやお太助バス・お太助ワゴンの交通結節点としての位置づけ

都市環境・景観
- 町内の公園・緑地空間の、住民や観光客の憩いの場として活用

防災
- 災害リスクと居住環境が近接する範囲での重点的な対策検討

地域活性化
- 史跡・文化財等の観光資源を活用による来訪・交流人口確保
- 地域振興会等の地元団体による活動支援

5-5　高宮町

■地域の現状・課題

- 市の北東部に位置し、江の川等を挟んで三次市に隣接。
- 高齢化率は2015年時点で45%を超えており、2025年には50%に達する見込み。
- 支所周辺以外にも、川根地区などの平地や川沿いに田畑や集落が点在。
- 生活行動では、三次市や吉田町の施設利用者が多い。
- 他町に比べ、今後のまちづくりにあたり、農林水産業の振興や環境への配慮を重視する声が多い。

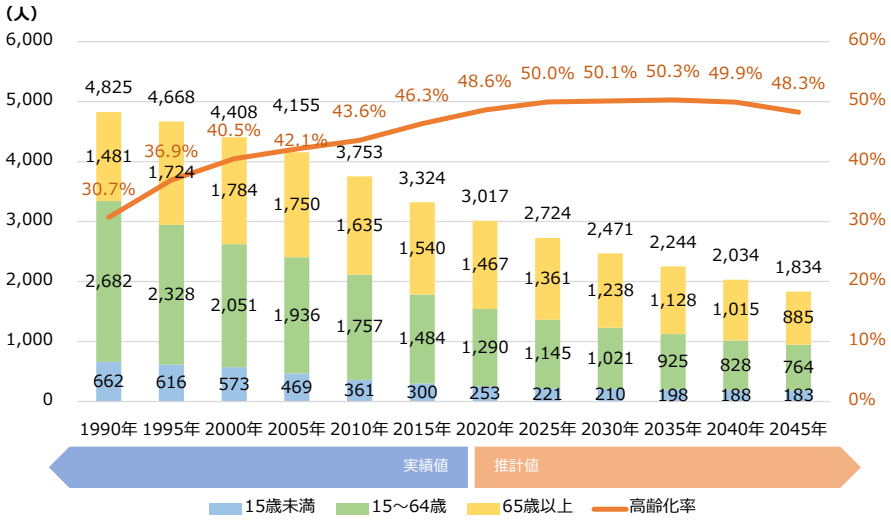

■目指すテーマ

地域コミュニティの強化による持続可能なまちづくり

■地域の将来構造

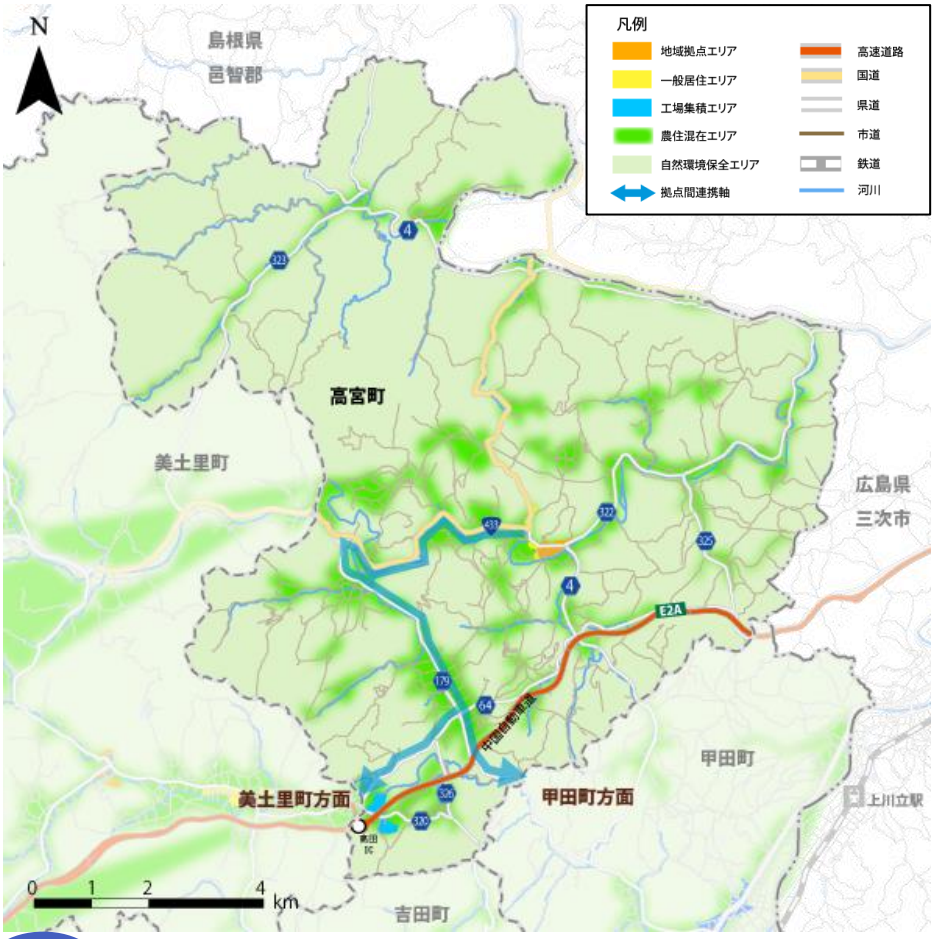

■分野別の取組方針

土地利用

- 支所周辺（地域拠点エリア）の都市機能集約と、周辺地域（一般居住エリア）の人口密度維持
- 高田IC周辺（工場集積エリア）と居住地域との棲み分け

交通

- 町内の集落間を結ぶ道路網整備
- 高宮支所の交通結節機能向上
- 高速バスと町内交通の乗り継ぎ利便性の向上

都市環境・景観

- 地域の自然・文化資源による観光資源の活用

防災

- 土砂災害や水害による、居住や交通網への被害を想定した対策

地域活性化

- 伝統文化・田園文化の保存継承
- 主要産業としての農業の維持・技術向上、働き手の確保
- 地域コミュニテイ活動の活性化

5-6 甲田町

■地域の現状・課題

- 市の東部に位置し、JR芸備線や国道54号沿いを中心に建物や田畑が立地。
- 人口は減少傾向が続いており、2045年には2015年に比べ約35%減少する見込み。
- 病院・診療所が他町に比べて充実しており、他町から甲田町に通院する住民も多い。
- ハンドボールが盛んで、全国レベルの実業団チーム等が存在。
- 他町に比べ、スーパーなどの店舗の撤退を懸念する声が多い。

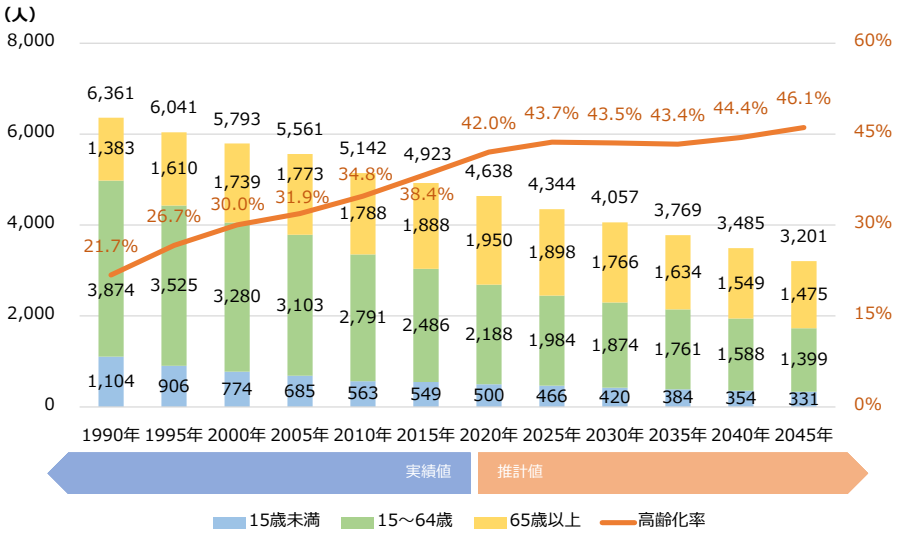

■目指すテーマ

医療やスポーツを通した
いきいきと暮らせるまちづくり

■地域の将来構造

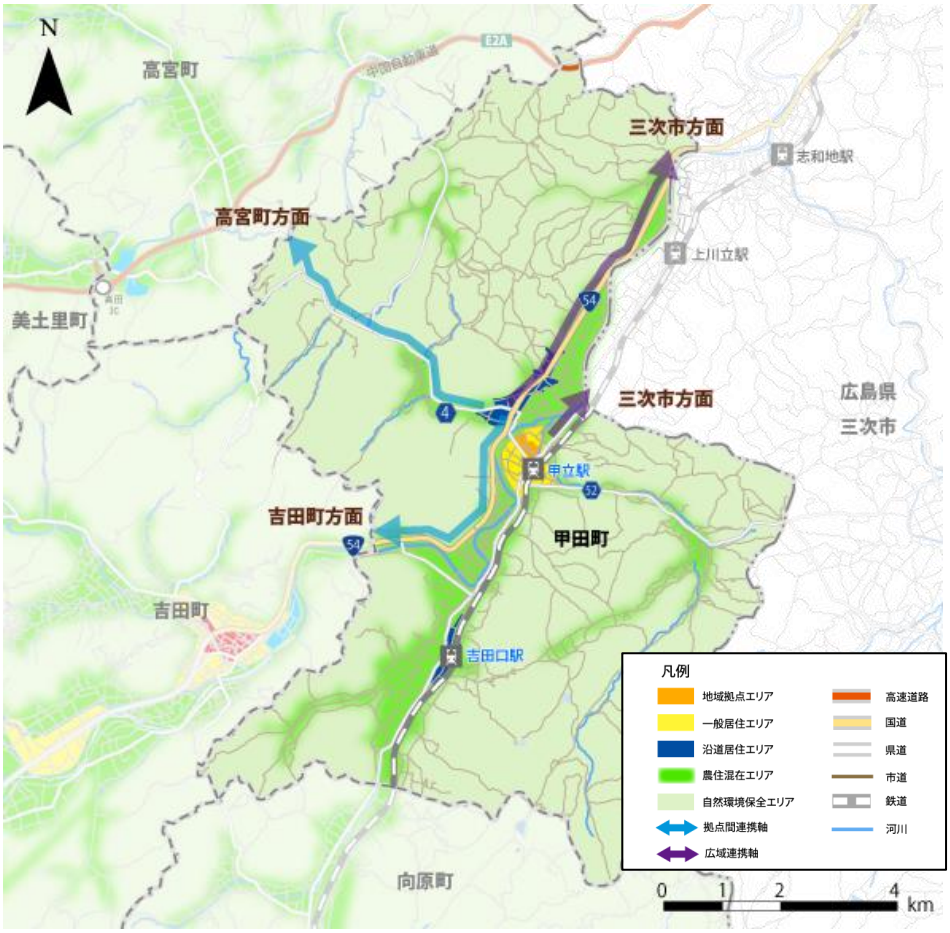

■分野別の取組方針

土地利用
- 甲立駅～支所周辺（地域拠点エリア）の徒歩圏内に施設が集約された都市構造の形成
- 国道54号沿道（沿道居住エリア）での適切な土地利用誘導

交通
- 街路整備による、歩車共存が可能で安全な道路環境の整備
- JR芸備線と広域路線バスの連携・棲み分け

都市環境・景観
- 町内の公園・緑地空間の、住民や観光客の憩いの場としての活用

防災
- 江の川や戸島川の流域における水害リスクへの対策

地域活性化
- スポーツイベント等の活動充実を通した住民の健康増進
- 芸備線を活用した三次市等からの交流人口の確保

5-7　向原町

■地域の現状・課題

- 市の南東部に位置し、南西端は広島市に接している。
- 高齢化率は40%を超えており、今後も高止まりが見込まれている。
- JR芸備線沿線の狭い範囲を中心に建物や田畑が立地し、多くの都市施設が向原駅周辺に集約されている。
- 生活行動では、同様に広島市に接する八千代町に比べ、市外より吉田町内の施設利用者が多い。
- 他町に比べ、公共交通の利便性低下を懸念する声が多い。

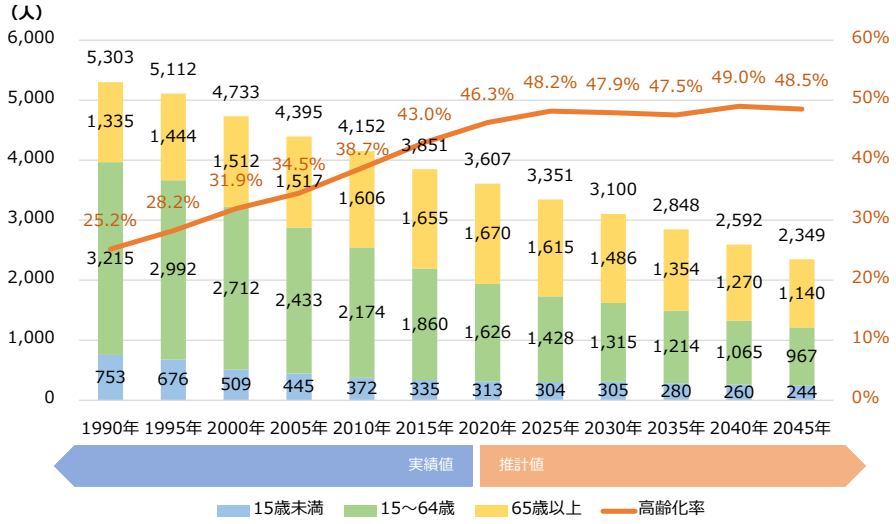

■目指すテーマ

コンパクトな居住環境による
暮らしやすいまちづくり

■地域の将来構造

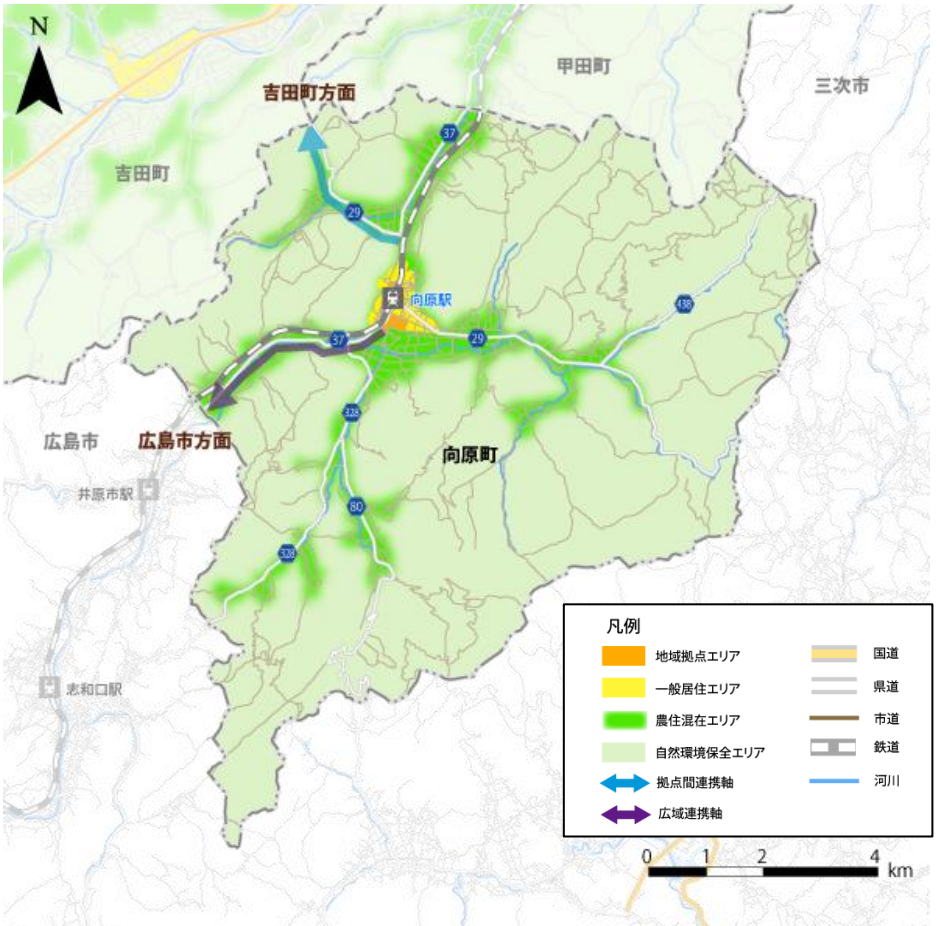

■分野別の取組方針

土地利用
- 向原駅を中心としたコンパクトなエリア（地域拠点エリア）への、地域に必要な都市機能の集約
- 駅周辺の空き家や空き地などの低・未利用地の活用

交通
- 東広島高田道路（向原～吉田間）の早期整備促進
- 向原駅を中心とした、鉄道・広域路線バスと域内交通の結節強化

都市環境・景観
- 向原運動広場の利用促進
- 自然環境に配慮した河川空間

防災
- 災害リスクの低い場所への移転促進や災害リスクの周知

地域活性化
- 地域振興会等の地域団体をはじめとした、住民と行政の連携
- 広島市等からの交流人口の確保
- 移住者の受入強化

第6章　立地適正化計画

6-1　立地適正化計画とは

- 立地適正化計画とは、従来の土地利用の計画に加えて、居住機能や都市機能の誘導によりコンパクトシティ形成に向けた取組を推進するための計画であり、平成26年8月の都市再生特別措置法改正で制度化されました。
- 都市機能や居住を誘導する区域、誘導・集約すべき都市機能の種類を定めるとともに、区域内への誘導や都市機能の維持・充実を図るための施策や、区域内での災害リスクへの対策等を位置づけます。
- 制度上、対象区域は都市計画区域内に限定されているため、「安芸高田市立地適正化計画」は吉田都市計画区域内のみを対象とします。

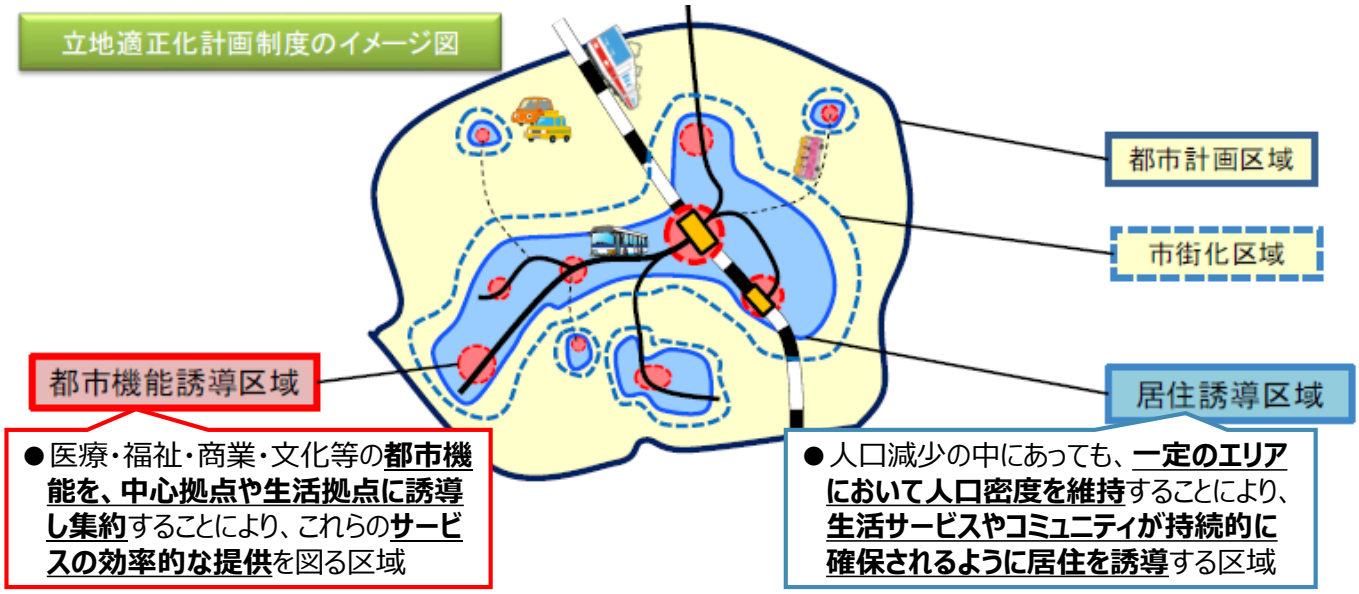

6-2　立地の適正化に関する基本的な方針

- 都市計画マスタープランでの方針を踏まえ、立地適正化計画におけるまちづくりの方針（ターゲット）を設定します。

■まちづくりの方針（ターゲット）

充実した都市機能を活かした
魅力ある都市活動を生み出すまちづくり

■基本目標

居住や施設が集約された持続可能なまちづくり

居住や都市機能の集約、施設の適正配置により、持続可能な都市の構築を図る。

だれもが安心して暮らせるリスクに強いまちづくり

災害リスクの低い安全な地域への居住誘導を図るとともにインフラの整備等を行い、ハード・ソフトの双方から安全・安心な居住環境の確保を図る。

目的地へアクセスしやすいやさしいまちづくり

誰もが都市機能等の目的地へアクセスしやすい環境の整備を図る。

■目指すべきまちの方向性

コンパクトな都市の構築

安全・安心な居住環境の確保

交通アクセスの確保

6-3　誘導区域・誘導施設

- 誘導区域とは、医療・福祉、商業等の生活サービスの効率的な提供や、コミュニティの持続的な確保を図るため、生活サービスを提供する都市機能や居住を誘導すべきと定める区域のことです。
- 基幹的な都市機能の誘導を図る「都市機能誘導区域」と、身近な都市機能や住宅等の誘導を図る「居住誘導区域」の2つの区域に加え、都市機能誘導区域内への誘導を図る「誘導施設」も設定します。

■誘導方針

- 都市計画マスタープランの全体構想で位置付けられた賑わい創出ゾーン、住環境保全ゾーンを中心に、都市機能誘導区域及び居住誘導区域を検討します。
- また、都市計画マスタープランで定めた地域拠点である各支所の周辺や道の駅「三矢の里あきたかた」周辺を「地域生活拠点」として位置付けます。これらの拠点周辺では、居住誘導区域と同様に居住の維持・誘導を図るほか、交通ネットワーク等での連携による拠点間の接続強化を図ります。

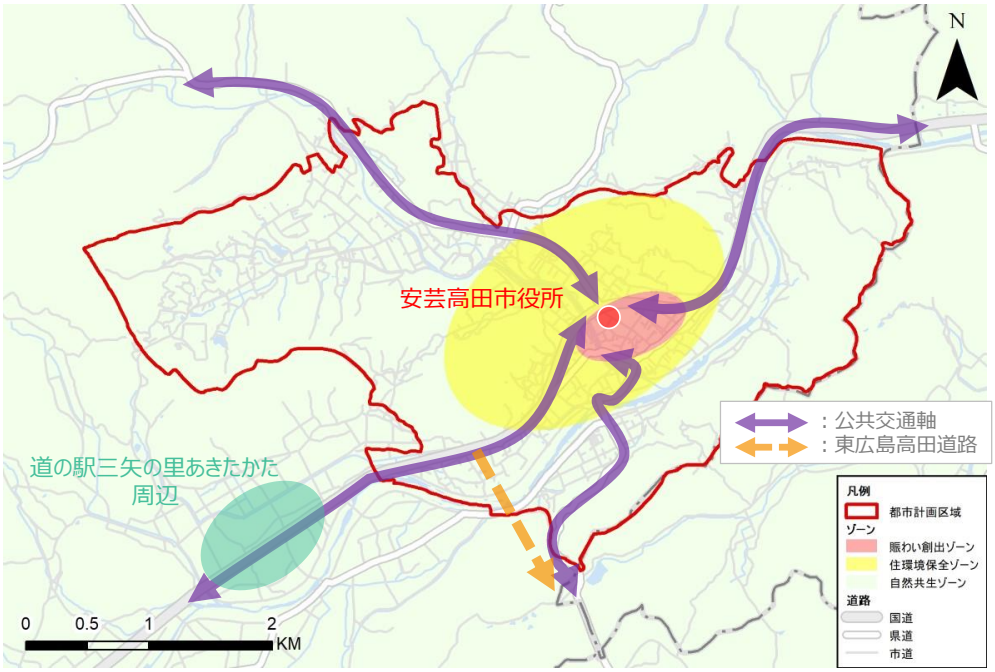

■居住誘導区域

- 災害リスクや現況の土地利用、身近な都市機能や公共交通利便性、将来人口密度予測等を考慮し、居住誘導区域を設定しました。

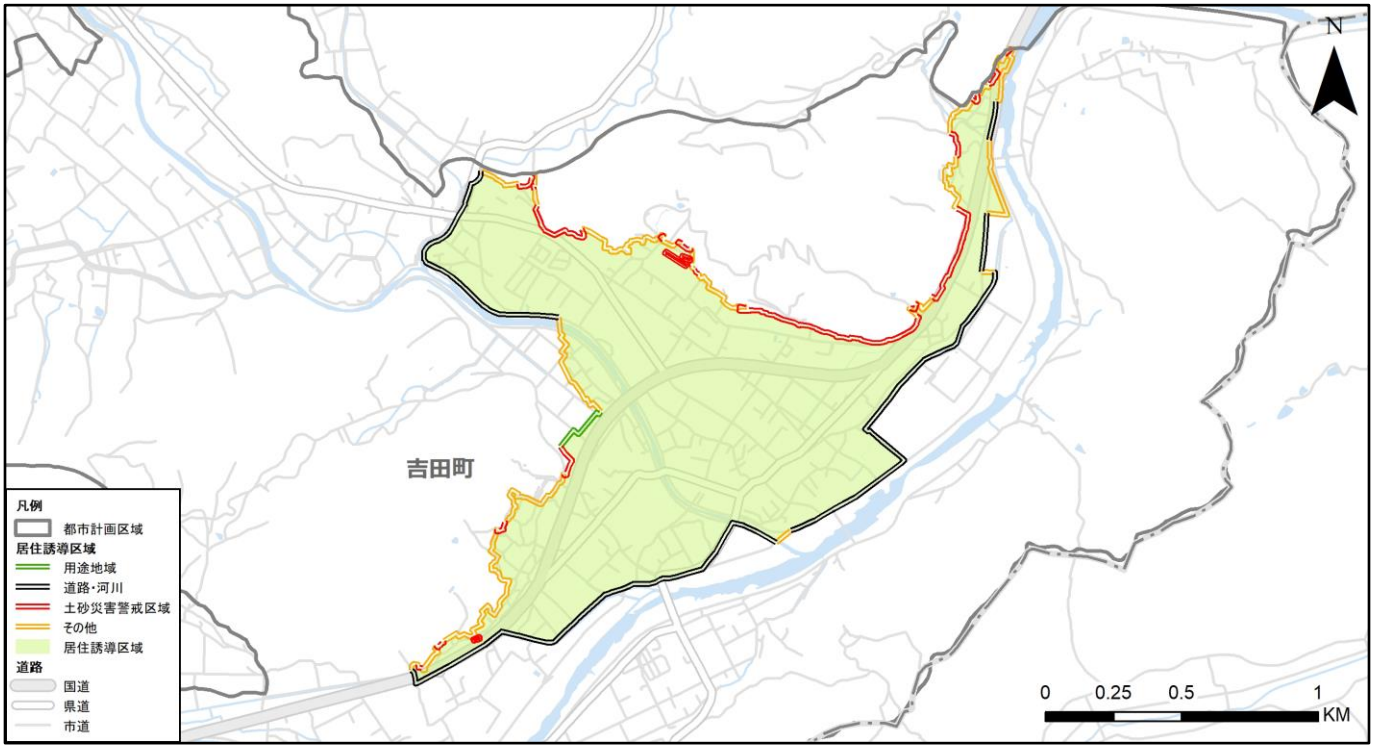

■都市機能誘導区域

- 都市計画マスタープランの全体構想、及び都市機能の立地状況や用途地域をもとに、都市機能誘導区域を設定しました。

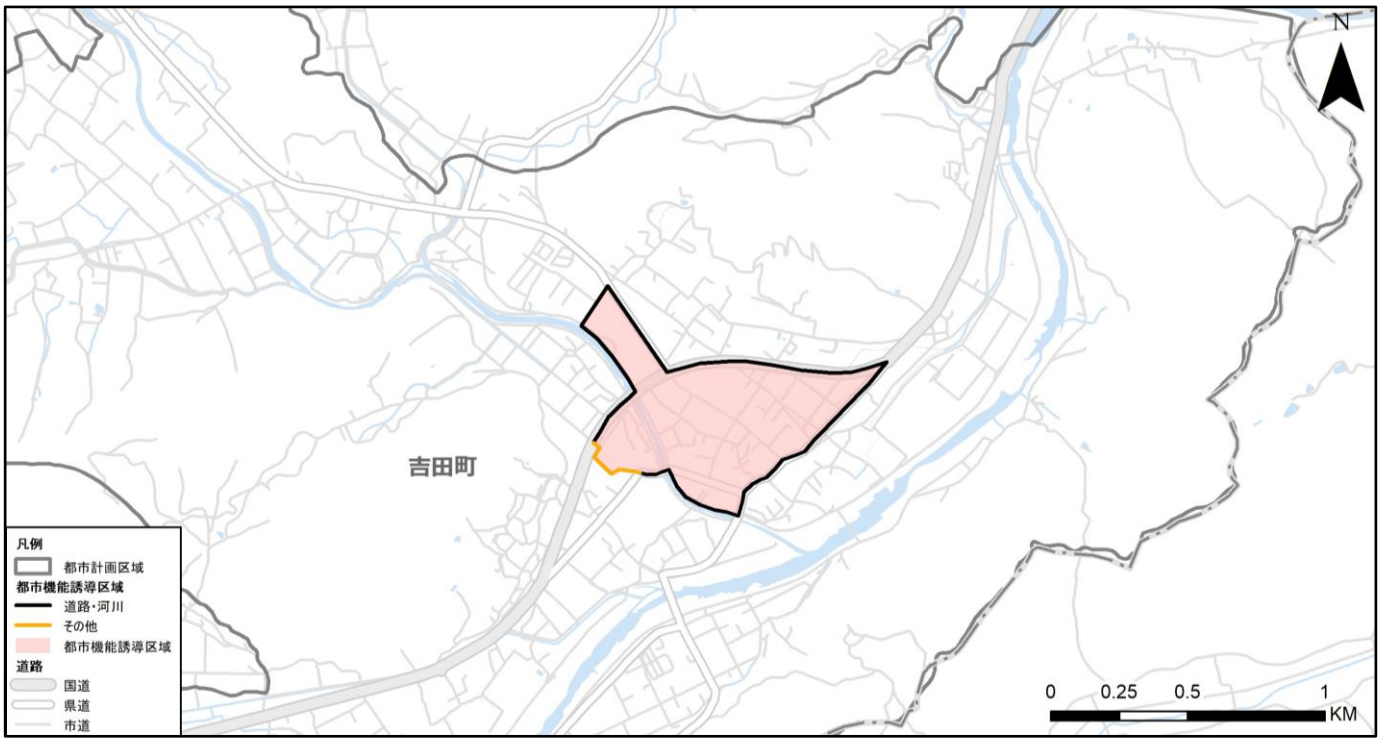

■誘導施設

- 既存の都市機能の状況や市民アンケートにおけるニーズ、都市マスの全体構想案で示されている方向性を踏まえ、既存都市機能の維持や、さらなる都市機能の強化を図る施設として、誘導施設を設定しました。

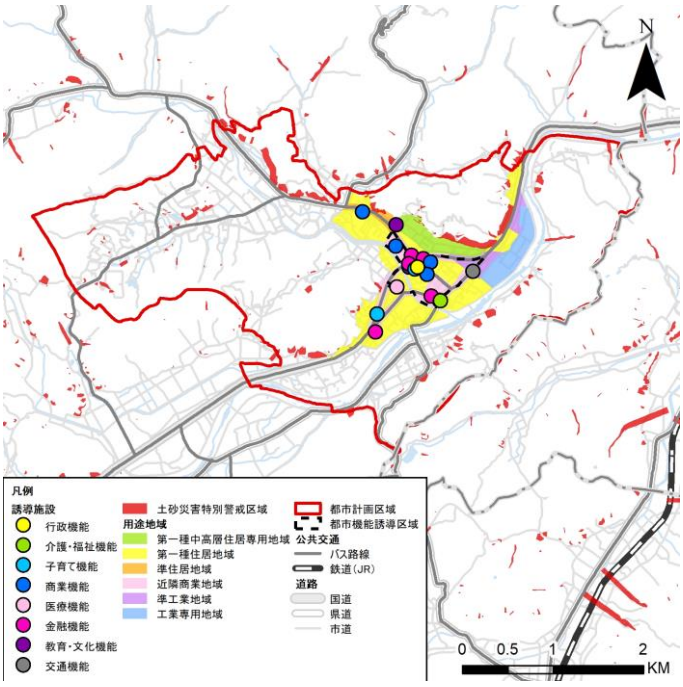

誘導する施設		判定（維持or誘導or位置付けない）
行政機能	市役所本庁舎	現状機能を維持
介護福祉機能	総合福祉センター 地域包括支援センター	現状機能を維持
子育て機能	子育て支援センター	現状機能を維持
商業機能	延床面積1,000㎡以上の大型複合商業施設	現状機能を維持
医療機能	総合病院	現状機能を維持
金融機能	銀行、信用金庫、郵便局	現状機能を維持
教育・文化機能	市民会館、文化ホール	現状機能を維持
交通機能	バスセンター	現状機能を維持

6-4　届出・勧告制度

- 本計画の策定後、都市機能誘導区域外での誘導施設の整備、居住誘導区域外での所定の開発・建築行為や、都市機能誘導区域内での誘導施設の休廃止を行う場合、着手30日前までに所定の届出が必要となります。
- 届出内容が立地適正化計画の方針に対して支障を及ぼす場合、市は届出をした者に対して内容の見直し等について調整を行う場合があるほか、調整が不調となった場合、都市再生法に基づく助言・勧告を行う場合があります。
- ただし、立地適正化計画の対象区域外である都市計画区域外は、本制度についても対象外となります。

■届出の対象となる行為の例

都市機能誘導区域外	誘導施設の開発行為	● 誘導施設を有する建築物の建築目的の開発行為
	誘導施設の建築等行為	● 誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合 ● 建築物を改築・用途変更し、誘導施設を有する建築物とする場合
都市機能誘導区域内	誘導施設の休廃止	● 誘導施設を休止または廃止しようとする場合
居住誘導区域外	● 3戸以上の住宅の建築目的の開発行為、新築 ● 1戸又は2戸の住宅の建築目的の開発行為で、その規模が1,000m²以上もの ● 3戸以上の住宅への改築・用途変更	

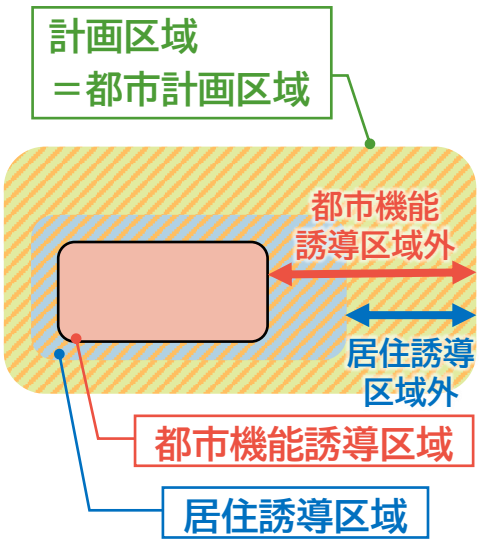

6-5　誘導施策

- 各誘導区域への都市機能及び居住の誘導を促進するため、以下の誘導施策に取り組みます。

目指すべきまちの方向性	誘導施策
安全・安心な居住環境の確保（居住の誘導）	**① 安全な地域への居住誘導** （関連事業：防災集団移転促進事業、空き家バンク、安芸高田市がけ地近接等危険住宅移転事業、広島型ランドバンク事業、優良住宅団地開発事業・優良住宅団地開発支援補助金、広島県住宅耐震化促進支援制度） **② 防災のためのインフラ整備** （関連事業：都市構造再編集中支援事業） **③ ソフト対策の推進** （関連事業：都市防災総合推進事業）
コンパクトな都市機能の構築（都市機能の誘導）	**④ 都市機能の集約・施設の適正配置** （関連事業：届出・勧告制度、都市構造再編集中支援事業、都市再生整備計画事業、安芸高田市地域公共交通計画）
交通アクセスの確保	**⑤ 地域住民の交通手段の確保** （関連計画：安芸高田市地域公共交通計画） **⑥ 交通結節点の利便性確保** （関連計画：安芸高田市地域公共交通計画）

6-6 防災指針

- 防災指針とは、頻発・激甚化する自然災害に対応するため、居住誘導区域における災害リスクをできる限り回避・あるいは低減させるために必要な防災・減災対策を位置づけるものです。
- 防災上の課題を踏まえ、防災まちづくりの将来像を以下の通り定めます。

■防災上の課題

災害種別	高災害リスクエリアの基準
洪水	計画規模の洪水発生時の想定浸水深3m以上の範囲
	家屋倒壊等氾濫想定区域
土砂災害	土砂災害特別警戒区域内

【洪水】江の川周辺、多治比川周辺
広範囲において洪水の高災害リスクが想定されています。

【土砂災害】国道54号周辺
要配慮者施設である保育施設、教育施設が土砂災害の高災害リスクエリアの近くに位置しています。

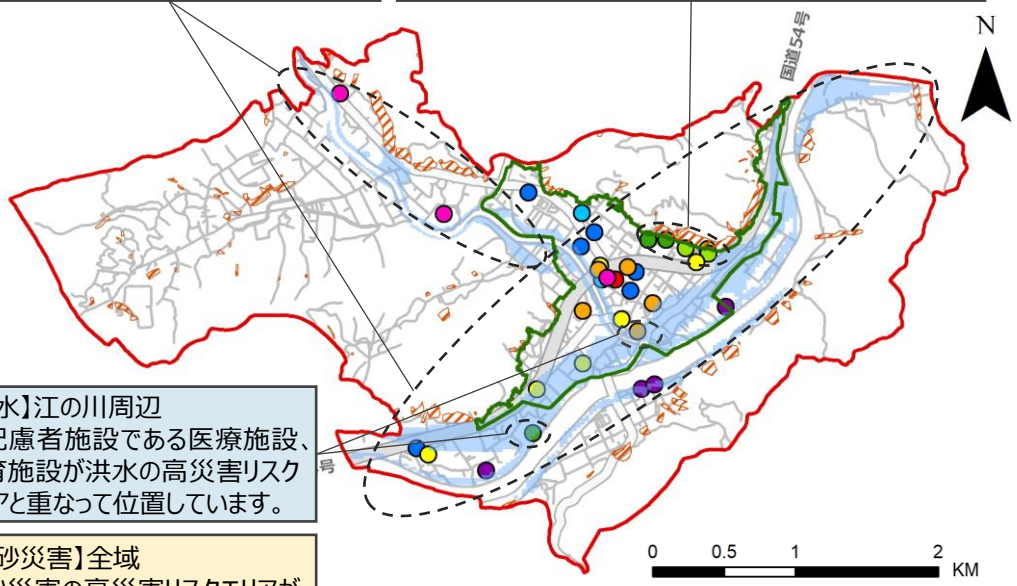

凡例
- 市役所
- 医療施設（内科または外科）
- 福祉施設
- 保育施設
- 教育施設
- 文化施設
- 商業施設（スーパーマーケット）
- 浄水場・浄化センター
- 指定避難所兼指定緊急避難場所
- 都市計画区域
- 居住誘導区域
- 洪水
- 土砂災害

道路
- 国道
- 県道
- 市道

【洪水】江の川周辺
要配慮者施設である医療施設、教育施設が洪水の高災害リスクエリアと重なって位置しています。

【土砂災害】全域
土砂災害の高災害リスクエリアが点在しています。

【洪水】【土砂災害】
都市計画区域の中央から北部にかけて、高災害リスクエリアの居住人口密度が特に高く、居住者が安全に避難できるための対策が必要です。

【洪水】【土砂災害】
都市計画区域の北東部から、最寄りの指定避難所、指定緊急避難場所であるクリスタルアージョまで、徒歩での避難に時間がかかることが考えられます。

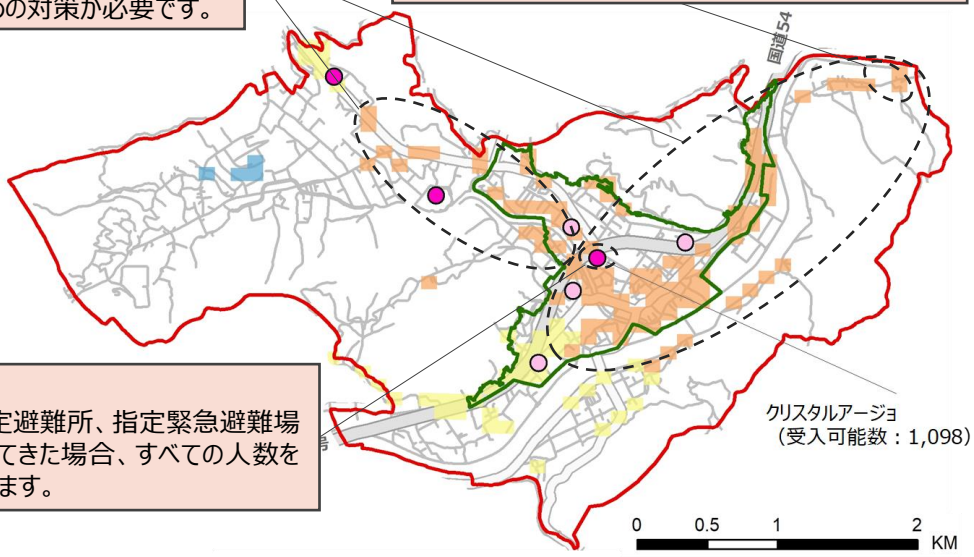

凡例
- 都市計画区域
- 居住誘導区域

避難施設
- 指定避難所兼指定緊急避難場所
- 協定による避難所等

平成27年 人口密度（人/ha）
- ～20未満
- 25以上～30未満
- 30以上～35未満

道路
- 国道
- 県道
- 市道

【洪水】【土砂災害】
クリスタルアージョを最寄りの指定避難所、指定緊急避難場所とする居住者全員が避難してきた場合、すべての人数を受け入れられない可能性があります。

■防災まちづくりの将来像

自助・公助・共助による命を守るまちづくり

6-6　防災指針（つづき）

■対応方針

- 防災上の課題に対し、以下の方針で対策を行います。

課題	分類	主な対応方針
● 広範囲にて洪水のリスクが想定されている。	低減（ハード）	河川改修等
		排水能力の増強
		流域治水計画に基づいた整備
● 土砂災害の高災害リスクエリアが広がっている。	低減（ハード）	総合的な山地災害防止対策
● 医療施設、教育施設が洪水の高災害リスクエリアと重なって位置している。	低減（ハード）	建築物の防災機能強化
	低減（ソフト）	要配慮者の避難体制の確立
● 保育施設、教育施設が土砂災害の高災害リスクエリアの近くに位置している。	回避	災害リスクの低い地域への施設移転
	低減（ハード）	建築物の防災機能強化
		総合的な山地災害防止対策
	低減（ソフト）	要配慮者の避難体制の確立
● 高災害リスクエリア内の居住人口密度、高齢人口密度が大きい。	回避	災害リスクの低い地域への居住の誘導
	低減（ハード）	住宅の防災機能強化
		円滑な避難経路の確保
	低減（ソフト）	住民の防災意識の向上
		情報伝達体制の整備
		災害リスクの事前周知
● クリスタルアージョを最寄りの避難施設（避難場所、避難所）とする避難者全員を受け入れられない可能性がある。 ● 北東部の端からは、最寄りの避難施設（避難場所、避難所）であるクリスタルアージョまで徒歩での避難に時間がかかる。	低減（ソフト）	協定による避難所等との連携強化

6-7　目標値

- 立地適正化計画で定めた方針の実現に向けて、誘導施策及び防災の取組による計画の達成状況の進捗管理を行うため、目標指標及び目標値を設定します。

	目標指標	現況値	目標値
居住誘導	居住誘導区域内の人口密度	22.9人/ha※1（2020年）	現状維持（2040年）
公共交通	公共交通利用者数	103,290人※2（2019年）（お太助ワゴン）	現状維持（2040年）
防災	多治比川の河道掘削、橋梁架替等	実施中（2022年）	実施完了（2027年※3）
	安芸高田市地域防災リーダーの養成	38人（2018年）	60人（2024年※3）

※1：2020年時点での都市計画区域内の人口密度
※2：路線別1日あたり乗車人数（330人）に、年間運行日数（日曜日を除く313日）を乗じた数
※3：国土強靭化地域計画のKPIや事業期間に合わせているため、居住誘導と公共交通の目標年次とは一致しない

第7章　実現化方策

7-1　重点プロジェクト

- 4つの基本目標を実現するため、計画期間（10年間）での取組内容のうち、都市計画やまちづくりに特に密接に関連する以下の施策を「重点プロジェクト」として設定します。

分類	実施する取組		実施期間
持続可能なまちづくりに向けた重点プロジェクト	空き地や空き店舗の活用支援	中心拠点・地域拠点の利便性向上や既存ストックの活用、地域活性化等に向け、商業・事業用の空き地や空き店舗の活用を支援します。	長期（10年程度）
	公共施設の再編	公共施設の中心拠点・地域拠点等への集約を図ることで、必要な公共サービスを将来にわたって提供できる実現可能な環境構築を図ります。	長期（10年程度）
リスクに強いまちづくりに向けた重点プロジェクト	災害リスクの低いエリアへの居住誘導	自然災害が発生した地域や災害リスクの高い区域において、住居移転を行う際の支援を行うなど、災害リスクの低い環境への居住誘導を図ります。	長期（10年程度）
	江の川水系における流域治水対策	江の川上流域が特定都市河川指定を受けたことを踏まえ、国・県・周辺市町などと連携し、江の川水系流域治水プロジェクトに基づく流域治水対策を推進します。	長期（10年程度）
	地域防災リーダーの養成	災害時の自主的な防災対応能力の向上を図るため、地域防災リーダーの養成を全市的にも推進します。	短期（2~3年程度）
	空き家情報バンク	災害リスクの低いエリアへの居住誘導や移住支援の観点から、空き家情報バンクを活用します。	長期（10年程度）
活力あるまちづくりに向けた重点プロジェクト	地域振興組織の活動支援	地域コミュニティの活性化に向け、地域振興組織に対して活動支援を行います。	長期（10年程度）
	定住・移住促進	市外からの定住・移住者の確保に向けたPR活動や、企業誘致やリモートワーク環境の整備を推進します。	長期（10年程度）
やさしいまちづくりに向けた重点プロジェクト	公共交通網の再編	現在策定中の安芸高田市地域公共交通計画（仮称）の内容に基づき、持続可能な公共交通網への再編について検討します。	短期（2~3年程度）
	東広島高田道路の整備促進	東広島高田道路（向原～吉田間）について、広島県に対し早期整備を促進していきます。	短期（2~3年程度）
	歩道空間の整備	安全に歩いて暮らせるまちなみを実現するため、歩車混在道路における歩道空間の整備を推進します。	長期（10年程度）
	JR芸備線の利用促進	沿線自治体である広島市・三次市等と連携し、JR芸備線の利用促進に向けた取組を推進します。	長期（10年程度）
	交通結節点の整備	中心拠点・地域拠点における交通結節点について、施設へのアクセス環境向上に向けた環境整備を推進します。特に、吉田出張所については、市役所周辺への移設による都市機能集約・利便性向上を図ります。	中期（5年程度）

7-2　計画推進体制・計画の見直し

- 本計画の推進にあたっては、住民・事業者・行政がそれぞれの役割や責任を分担し、「未来へ　続くまち　安芸高田」を実現するための取組をともに進める体制を構築します。
- 本計画では、おおむね5年ごとのPDCAサイクルによる評価を行うとともに、必要に応じて見直しを行います。

安芸高田市都市計画マスタープラン・
立地適正化計画

安芸高田市

安芸高田市　企画部　政策企画課
〒731-0592 広島県安芸高田市吉田町吉田791番地
TEL 0826-42-5612　FAX 0826-42-4376

2023年5月